明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名、銘柄及び型式

法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム

(二)　特徴

水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹸や洗剤の原料として用いられる。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十八年八月九日から平成三十三年八月八日までの期間

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム

(二)　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）

平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

(三)　不当廉売の事実

不当廉売差額は、調査対象期間において、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

なお、正常価格については、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）がない場合等には、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格とした。ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定に基づき、当該調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、当該調査対象貨物の供給国である中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国販売価格」という。）とすることとした。

イ　韓国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、UNID Company Ltd.（以下「UNID」という。）から、調査対象期間内に本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者は特定されなかった。

(ロ)　正常価格

調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付し、UNIDから回答を得たが、UNIDが提出した国内販売価格等に関する証拠についてその正確さを確認することができなかった。また、UNIDの本件調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合に該当した。このため、知ることができた事実として、申請書の「正常価格の基礎」をUNIDの調査対象貨物の国内販売価格として採用し、UNIDを供給者とする調査対象貨物の正常価格とすることは適切であると判断した。

(ハ)　輸出価格

調査対象貨物の供給者であるUNIDに対して質問状を送付し得た回答を踏まえ、UNIDを供給者とする調査対象貨物の輸出価格を算出した。

(ニ)　不当廉売差額率

不当廉売差額率を算出した結果、UNIDを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、五十九・九五パーセントであった。その他の者を供給者とする調査対象貨物にあっては、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、UNIDの不当廉売差額率と同率を適用した。

ロ　中国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、Jiangsu OCI Chemical Ltd.（以下「OCI」という。）から、調査対象期間内に本邦への輸出の実績がある旨の回答があった。その他の供給者は特定されなかった。

(ロ)　正常価格

調査対象貨物の供給者であるOCIに対して質問状等を送付したが、OCIからは、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示されなかったため、代替国販売価格を採用し、OCIを供給者とする調査対象貨物の正常価格を算出した。

(ハ)　輸出価格

調査対象貨物の供給者であるOCIに対して質問状を送付したが、指定された期限までに回答がなかったため、知ることができた事実として、中国税関が提供する輸出貿易統計のデータ等を用いてOCIを供給者とする調査対象貨物の輸出価格を算出した。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、OCIを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、九十一・六六パーセントであった。その他の者を供給者とする調査対象貨物にあっては、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、OCIの不当廉売差額率と同率を適用した。

ハ　結論

以上から、UNID及びその他の者を供給者とする韓国を原産地とする調査対象貨物並びにOCI及びその他の者を供給者とする中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

(四)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦へ輸入される不当廉売された調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）の量が、本邦の市場における需要量が調査対象期間を通じてほぼ横ばいの中、年々増加した。このため、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の貨物の販売量は減少し、販売価格も引き下げられた。この結果、本邦の産業については、売上高が大きく低下し、利潤その他の指標が悪化した。

以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

(五)　結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが決定された。

法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物

韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

五　不当廉売関税を課する理由

(一)　調査の結果、(二)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六　その他参考となるべき事項

(一)　韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売関税の税率

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百七十八号）による改正後の水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号。以下「新政令」という。）において定める不当廉売関税の税率については四(三)イ(二)における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、UNIDを供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率については、それぞれ四十九・五パーセントとなる。

(二)　中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売関税の税率

新政令において定める不当廉売関税の税率については四(三)ロ(二)における水酸化カリウムの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、OCIを供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ七十三・七パーセントとなる。

(三)　調査の経緯並びに調査結果報告書の入手

調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページにおいて入手することができる。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）